

# 千葉県教育委員会会議議事録

平成31年度第1回会議（定例会）

1 期 日 平成31年4月17日（水） 開会 午前10時30分  
閉会 午前11時17分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏  
委員 佐藤 眞理  
井出 元  
岡本 毅

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子

企画管理部

企 画 管 理 部 長 山口 新二  
企 画 管 理 部 次 長 吉野 光好  
教 育 総 務 課 長 藤谷 誠  
企画管理部副参事兼教育総務課  
人事給与室長 富岡 健治  
教 育 政 策 課 長 岩崎 雅夫  
企画管理部副参事兼  
教育政策課高校改革推進室長 酒匂 一揮  
財 務 課 長 榊田 善啓  
教 育 施 設 課 長 西原 正男  
福 利 課 長 梅島 好美

教育振興部

教 育 振 興 部 長 大野 英彦  
学 校 危 機 管 理 監 中村 敏行  
教 育 振 興 部 次 長 風間 慎吾  
生 涯 学 習 課 長 古泉 弘志  
学 習 指 導 課 長 内田 淳一  
児 童 生 徒 課 長 中西 健  
特 別 支 援 教 育 課 長 酒井 昌史  
教 職 員 課 長 浅尾 智康  
教 育 振 興 部 副 参 事 吉本 明広  
学 校 安 全 保 健 課 長 日根野達也  
文 化 財 課 長 大森けい子  
体 育 課 長 加藤 俊文  
教育振興部副参事兼体育課ちば  
アクアラインマラソン準備室長 赤池 正好

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長	植草 基充
教育政策課主幹兼教育広報室長	榊原 正策

教育振興部

学習指導課教育課程室主幹	鶴岡 利明
同 指導主事	朝日 大介
教職員課主幹兼管理室長	細川 義浩
同 主席管理主事	増田武一郎
同 管理主事	池田 淳一
体育課	
ちばアクアラインマラソン準備室主幹	青木 要
同 主幹	大岡 正和

事務局

企画管理部教育総務課副課長	青柳 誠
同 主幹兼委員会室長	神子 純一
同 主幹兼文書・情報室長	大野 光紀
同 委員会室副主幹	初芝 亨
同 主査	今井 清人
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 井出 元 委員

6 平成30年度第14回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第1号議案から第4号議案の議案4件、第1号報告の報告議案1件、報告1及び報告2の報告2件である。

第2号議案から第4号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

## 8 審議事項

### 報告1 教育長職務代理者の指名について

#### 【澤川教育長】

昨年度末、金本正武委員から教育長職務代理者を退任したいとの申出があり、平成31年3月31日をもって退任を承認した。新たな教育長職務代理者として、平成31年4月1日に佐藤眞理委員を指名したことを報告する。ここで佐藤委員から一言あいさつをお願いしたい。

#### 【佐藤教育長職務代理者】

この度、教育長職務代理者を拝命した。前任の金本先生は教育全般についての達見の持ち主であり、素晴らしい行動力をお持ちであった。とても及ぶところではない。ただ、「全ては子供たちのために」というモットーの下、必要に応じて過去を振り返りながら、千葉県の教育の現在、未来をより良いものにしていこうとする志は、同じくしていると考えます。澤川教育長、教育委員の先生方、そして職員の皆様の御助力、御助言を得ながら職責を果たしていきたいと思う。

報告1は終了。

### 第1号議案 平成31年度における教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について

#### 【学習指導課長】

本議案は、平成31年度における教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について御審議いただくものである。お手元の議案資料1-1ページを御覧いただきたい。検定、採択・使用期間の一覧である。平成31年度の教科書採択は、小学校用の各教科、「特別の教科道徳」を除く中学校各教科、表には記載されていないが、毎年行われている特別支援教育で使用する「一般図書」となる。中学校は、平成31、32年度に採択を示す△印が2年連続している。平成31年度は、前回採択から4年目となることから採択の年度となる。また、平成32年度は、平成33年度の新学習指導要領全面実施に向け、その前年度に、新たな教科書が採択されることを踏まえたものになっている。したがって、平成31年度は、現行の学習指導要領下で1年間だけ使用する教科書を採択することになる。このような状況の下で、各教科書発行者は今回の採択に向けて新たな中学校教科書を発行しないこととしている。そこで、平成31年度中学校用教科書採択は、前回の平成27年度採択をした際の教科書が対象となる。同ページの2「教科用図書採択の期限について」を御覧いただきたい。採択の期限は、関係法令により、「義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。」とされている。同ページの3「文部科学省の通知『教科書採択における公正確保の徹底等について』」を御覧いただきたい。文部科学省の通知には、「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。」「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。」と記載されている。次に、同ページの4「千葉県教育委員会会議規則」を御覧いただきたい。千葉県教育委員会会議規則第13条では、「会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」「5 会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」とある。また、参考までに「5として」千葉県情報公開条例の抜粋を記載したので、適時御参照願う。これらを踏まえ、教科用図書採択に関する教育委員会会議の公開・非公開の在り方については、採択

前の教育委員会会議は、千葉県教育委員会会議規則第13条第1項第5号等に基づき非公開とし、採択する際の教育委員会会議は、平成31年3月29日付け30文科初第1853号の通知を踏まえ原則公開とする。また、採択終了後速やかに関係資料を公開することを基本としつつ、議案又は報告の際に、その内容に応じて千葉県教育委員会会議規則の規定に従い適切に対応する。併せて、千葉県教科用図書選定審議会会議及び千葉県教科用図書専門調査員会会議についても同様の対応とする。

【澤川教育長】

これは2号議案にも関わりのあるものとなっているのか。

【学習指導課長】

そうである。

【澤川教育長】

議案の第1号の文言について昨年度とどのような点が変わっているのかということを確認し、補足してほしい。同じところもあるかと思うが、昨年と比べて、改善したところ、修正したところを教えてください。

【学習指導課長】

一番は、採択の際の教育委員会会議は原則公開とすることである。

【澤川教育長】

これについては、昨年度はどうなっていたか。

【学習指導課長】

採択の前は非公開で進め、採択の際に公開・非公開を審議し、公開することをその場で決定した。

【澤川教育長】

昨年度の会議の進め方を受けて、採択の際の教育委員会会議は原則公開とするという説明である。文部科学省からの3月29日付けの通知もあるので、これに則りながら適正・公正な教科書採択事務に努めるということである。

【澤川教育長】

第1号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第1号議案は、原案どおり可決する。

## 第1号報告 教育庁等職員の人事について

【教育総務課長】

本件は、本庁課長級以上の職員で、知事部局との交流人事に伴う4月1日付け人事異動について、報告するものである。このことについては、知事部局の内示日程等の都合から、3月20日の教育委員会会議において、教育長が臨時代理することを了承していただいた。議案4ページを御覧いただきたい。人事異動の内容だが、教育次長に総務部行政改革推進課長 吉野美砂子を任用することとしたほか、この資料のとおりである。

**【澤川教育長】**

転出された大木前教育次長はじめ皆様には、昨年一年間、大変御尽力いただいた。また、新しく迎える吉野教育次長以下、皆様方にも頑張ってもらえたらと思う。

第1号報告は終了。

**報告2 「ちばアクアラインマラソン2020」について**

**【教育振興部副参事 兼 体育課ちばアクアラインマラソン準備室長】**

報告資料1ページを御覧いただきたい。3月20日に開催された「ちばアクアラインマラソン実行委員会第13回総会」において、次回で5回目となる「ちばアクアラインマラソン2020」の開催を決定するとともに、開催時期や、大会ロゴ等を定めた基本計画を策定した。主催、共催、企画・運営、主管については、前回と同様となっている。開催時期については、現段階では、令和2年の秋としており、本年秋頃に開催日、種目、定員、コース等を総会において正式に決定していく。報告資料2ページを御覧いただきたい。開催の概念（コンセプト）についてだが、2020大会はオリンピック・パラリンピック終了直後の開催となることから、「特に、東京オリンピック・パラリンピックを契機に高まるスポーツへの関心と醸成されるおもてなしの心をつなぐための大会とする。」と書き改めた。オリンピック・パラリンピックの開催効果を一過性に終わらせることなく、「する・みる・ささえる」スポーツに積極的に参加できる機会として、大会の開催に当たる。大会オフィシャルロゴとキャッチコピーは、定着しているのので、これまでと同様とし、ロゴについては、2018の表示を2020に変更した。今後は、大会機運を盛り上げ、開催に向け、鋭意準備を進めていく。

**【澤川教育長】**

2018大会は、晴天のもと大成功に終わった。2020大会についても、しっかりとした準備の下、多くの方に参加いただけるような大会にしてもらいたいと思う。

<傍聴・報道 退出>

**第2号議案 平成31年度千葉県教科用図書選定審議会委員の任命について**

**【学習指導課長】**

本議案は、義務教育諸学校の教科書採択事務について、県が市町村等に指導、助言又は援助を行う際や、県立中学校の教科書採択を行う際、あらかじめ意見を聞く「千葉県教科用図書選定審議会」委員を任命しようとするものである。お手元の議案資料5-1ページを御覧いただきたい。先ほど議案1で説明したように、平成31年度の教科書採択は、小学校の各教科と、中学校では「特別の教科 道徳」を除く各教科、それに加えて毎年行われている特別支援教育で使用する「一般図書」となる。議案資料5-2ページを御覧いただきたい。県教育委員会は、市町村の教育委員会の行う採択事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならないとされている。この指導助言等をどのような流れで行うかということ、資料の中央に縦長の枠に記載した教科用図書選定審議会が県教育委員会の諮問に応じて調査審議等を行い、その答申を受けて県教育委員会が通知を発出するというで行われている。具体的には、通常は図中の①～④の流れとなり、まず、①の第1回選定審議会での諮問に応じ、②で専門調査委員会を設置し、調査研究を行う。その後、③の第2回審議会で各教科の専門調査員から報告を受け、その報告を基に審議し、④で答申を行う。今年度の県立中学校使用教科書の採択では、市町村と同様、①で諮問するが、中学校用の新規本がなかった関係で、②の調査研究は行わない。その後、③の報告として、平成27年度の採択時に作成した資料及び、校長意見等を報告し、④でこれらを踏まえ、審議し、答申を行う。この審議では、新規本がなく、1年間だけの使用に

向けた採択であること、教員の指導計画等の準備及び生徒の学習の状況、各学校からの校長意見等を踏まえ、県立中学校使用教科書の採択に関して意見を頂戴し、答申を作成したいと考える。この答申を受け、教育委員の皆様が6月から8月に調査研究を行い、最終的には、図中の⑥、教育委員会会議にて、学校ごとに選定する教科書1者を議決することとなる。次に、審議会の概要及び委員について説明する。議案資料5-3ページを御覧いただきたい。本審議会は法令により設置が義務付けられており、委員定数は条例により、「20名以内」とされている。今回の案では18名とした。任期は、関係法令に基づき、教育委員会会議の議決日である4月17日から8月31日までとなる。続いて、議案資料5-4ページ、審議会委員の候補者について説明する。委員の新旧の内訳は、昨年度から引き続き任命する委員が9名、新規に任命する委員が9名である。校長及び教員等は、各組織の代表を委員とし、教育行政機関の職員は、県内の採択地区の意見を幅広く反映できるよう考慮するとともに、全体の女性比率を維持できるように選出した。また、学識経験者は、大学関係者の2名に加え、PTA代表から2名選出した。なお、審議会委員及び調査員の任命に際しては、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すべく、当人に対し教科書の著作・編集に参加・協力等を行った者でないことを記した承諾書等の提出を求めている。

【澤川教育長】

議案として議決するのは何か。

【学習指導課長】

委員の任命である。

【澤川教育長】

議案6ページの18名について本日をもって委員に任命するということか。

【学習指導課長】

そうである。18名の委員の任命について議決する議案である。

【澤川教育長】

議案資料の5-2ページの採択の流れだが、県立中学校の採択は制度上採択替えを行うことは可能だが、これまでの教育の継続性や先生の授業の準備等を考えれば、よほどの事情がない限りは、これまでと同様の本を1年限りということもあり採択することを念頭に置いているというそういう理解でよいか。

【学習指導課長】

制度上は違う教科書を採択することは可能だが、1年限りの使用となり、来年度また新しい学習指導要領の教育課程に伴う教科書を採択することとなるため、それを念頭に審議することとなる。

【澤川教育長】

最終的には県立中学校2校の教科書採択をこの教育委員会会議で行うことになるが、特段の支障がない限りはこれまでと同様のものを中心に、議論するということか。

【学習指導課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

市町村立の各小学校、中学校については、各市町村教育委員会における採択もあるということか。

**【学習指導課長】**

市町村教育委員会はそれぞれで採択を行うが、県教育委員会では、教科書について調査研究をし、採択権者に指導・助言・援助をすることとなっているため、その事務もある。

**【澤川教育長】**

第2号議案について、可決したいがよろしいか。

**【佐藤教育長職務代理者・委員】**

よい。

**【澤川教育長】**

第2号議案は、原案どおり可決する。

**第3号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**第4号議案 学校職員の懲戒処分について**

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

**9 教育長閉会宣告**